

居住支援協議会活動の普及拡大に向けた調査事業

令和8年2月13日

国土交通省住宅局長 宿本 尚吾

次のとおり、スマートウェルネス住宅等推進事業（調査事業）を実施する者の募集について公示します。

注）本事業は、令和8年度予算が成立し、予算示達がなされることが前提となります。令和8年度予算の国会における審議状況により、補助金の交付申請の受け付け及びそれに対する交付決定の時期、事業内容等の変更が生じる場合があります。

1. 事業概要

（1）事業名

居住支援協議会活動の普及拡大に向けた調査事業

（2）事業目的

本格的な人口減少・少子高齢化社会を迎える中、高齢者・子育て世帯・障害者等の多様な世帯が、安心・安全で豊かな生活を営むことを可能とするための住まいの確保は重要な課題である。特に、住宅確保要配慮者の居住の安定確保を図るため、居住支援体制の一層の充実が求められている。

そのような中、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和6年法律第43号。以下「改正法」という。）に基づき、住宅確保要配慮者居住支援協議会（以下「居住支援協議会」という。）の規定が改正され、地方公共団体による、単独で又は共同して居住支援法人、宅地建物取引業者、賃貸住宅を管理する事業を行う者その他の住宅確保要配慮者（以下「要配慮者」という。）の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に資する活動を行う者（不動産事業者・団体）及び社会福祉協議会その他の要配慮者の福祉に関する活動を行う者（福祉関係事業者・団体）により構成される居住支援協議会の設置が努力義務化された。

今後は、同法において、居住支援協議会は、要配慮者又は賃貸人に対する情報提供、民間賃貸住宅への入居及び福祉サービスの利用に関する要配慮者からの相談に応じて適切に対応するための体制の整備、要配慮者に対する賃貸住宅の供給に関する施策と要配慮者の生活の安定及び向上に関する施策との連携の推進など、要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関し必要な措置について協議を行うことが重要となる。

これらを踏まえ、本事業は、居住支援協議会の設立過程における課題や、設立後の活動実態等を把握することで、効果的な協議会の設立の方法、実効性のある協議会活動の普及促進について、調査・研究することを目的とする。

(3) 事業内容

①居住支援協議会の設立促進及び持続化・質の向上に向けた有識者によるあり方検討

下記、②～④に示す調査検討による成果を集約し、新しい居住支援協議会のあり方等を議論するため、実務者や有識者を集めた会議等を開催する。

②市区町村居住支援協議会の設立促進及び活動状況の把握のための調査検討

市区町村に対して、実務者や有識者と連携し、実効性のある居住支援協議会の設立に向けた助言や現地調査などの設立支援を行う。また、既に設立されている居住支援協議会の活動や課題について実態把握を行う。

③都道府県及び都道府県居住支援協議会の強化のための調査検討

都道府県及び都道府県居住支援協議会の活動や課題について実態を把握し、地域の居住支援体制整備におけるその役割の確立と市区町村等を支援するためのスキル向上のための検討を行う。

④住宅と福祉、行政と民間の連携促進・居住支援活動の普及促進のための調査検討

居住支援協議会及び居住支援法人について、広く情報を収集し、地域の居住支援体制整備に有効な会議や研修会を開催する。

⑤家賃債務保証業者登録制度及び認定制度の普及促進のための調査検討

家賃債務保証業者登録制度及び認定制度のあり方等を議論する実務者や有識者を集めた会議等を開催する。

(4) 事業期間

事業期間は以下のとおり予定している。

令和8年4月1日 ～ 令和9年3月31日

2. 対象事業者の要件

(1) 公平性及び中立性に関する要件

- 知り得た情報の秘密の保持を厳守すること。成果を活用したコンサルティング活動を行わないこと。
- 業務によって得た情報により新たな営利を得る者ではないこと。

(2) 技術能力に関する要件

- 居住支援活動に関する知見を有すること。
- その他、事業を的確に遂行する体制を有すること。

(3) 経理その他の事務に係る的確な管理体制及び処理能力に関する要件

- 経理その他の事務について、的確な管理体制及び処理能力を有すること。

3. 手続等

(1) 担当部局等

①担当部局 国土交通省 住宅局 安心居住推進課 西澤・石川

②住所 〒100-8918 東京都千代田区霞ヶ関 2-1-3

③電話 03-5253-8111 (内線 39855)

④電子 mail hgt-anshin-kyoju02@gxb.mlit.go.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

①期 間 令和8年2月13日（金）から令和8年2月27日（金）

②場 所 上記担当部局

③方 法 上記担当部局にて電子媒体で交付

説明書の交付を希望する場合は、(1)の担当までメールにて連絡を行うこと。

(3) 申込書の提出期限、場所及び方法

①期 限 令和8年2月27日（金）18時00分まで

②場 所 上記担当部局

③方 法 電送（電子メール）

なお、提出時は、以下の規定によることとし、その到着を確認すること。

・データ形式は PDF とする。なお、担当部局が、他の形式による提出を求めた場合は、その形式とする。

・ファイル総量は極力10メガバイト以内とすること

4. 留意事項

(1) 不適切な行為に対する措置

本事業の実施に当たり不適切な行為があった場合は、必要に応じて、次の措置を講じる。

- ・国土交通省が発注する業務に関する指名の停止
- ・国土交通省住宅局の他の補助事業又は委託事業への応募又は応札の制限
- ・補助事業者等の名称（法人の代表者、役員、経理に関する監査責任者の名称を含む。）、不適切な行為の内容等の公表
- ・補助事業者が建設業者、宅建業者等の許可等を得ている者の場合は、監督官庁への通報
- ・建築士又は建築士事務所が関与した場合は、監督官庁への通報

(2) 経理に関する留意事項

- ・本事業の着手に当たっては、本事業の経理に関する管理責任者を選任し、人件費に関する補助金が含まれる場合は、事業への従事状況を把握する体制を申告すること。
- ・人件費に関する補助金が含まれる場合は、業務日報等の従事状況を確認することができる書類等（業務管理システムのデータ、業務に係るメールの履歴、開催日時が記録された会議記録等）を保存し、国土交通省の求めに応じて、当該書類等の写しを提出すること。
- ・国土交通省の求めに応じて、本事業の実施期間中に、経理に関する検査、本事業に従事する者へのヒアリング調査等に対応すること。
- ・人件費に係る消費税は、補助金の交付対象とならないこと。
- ・本事業が完了したときは、本事業の経理に関する監査の実施報告書を提出すること（監査役又は監事がない場合は、経理に関する管理責任者以外の役員等が行うものとする。）。

(3) 内部取引（関係会社等からの調達）に関する留意事項

- ・本事業の交付申請には、関係会社等※からの調達をしない場合は、その旨を宣誓する宣誓書を添付すること。
- ・本事業の実施に当たり、関係会社等からの調達をする場合は、原則として関係会社等以

外の2者を含めた3者以上の見積の結果から調達額が適正であることを示す資料を提出すること。

・虚偽の申請であった場合は、補助金の交付決定を取り消すことがあること。

※ 「関係会社」とは財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項で定めるものをいい、これに補助事業者の役員が役員に就任している法人を含め「関係会社等」とする。

5. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨、単位は日本の標準時及び計量法に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 3.(1)に同じ
- (3) 申込書の作成及び提出に係る費用は、提出者側の負担とする。
- (4) 提出された申込書は、当該申込者に無断で2次的な使用は行わない。
- (5) 申込書に虚偽の記載を行った場合は、当該申込書を無効にするとともに、申込者に対して、補助事業者の資格の取消を行うことがある。
- (6) 採用された申込書は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年5月14日法律第42号)により、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。なお、採用されなかった申込書は、原則破棄するため、返却を希望する場合は、申込書を提出する際にその旨を申し出ること。
- (7) 詳細は説明書によるため、申込にあたっては必ず担当者より説明書を受領すること。